

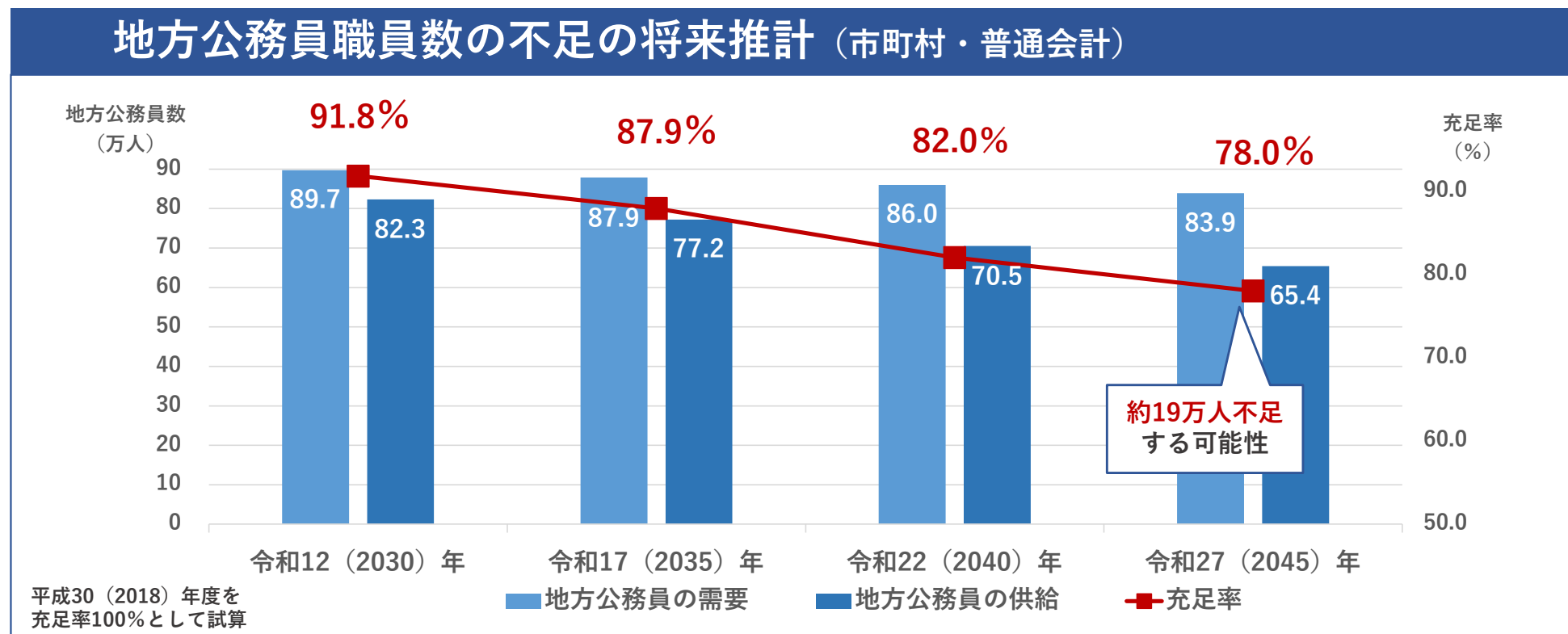
総務大臣との意見交換

令和 8 年 7 月 22 日

大都市を核とした広域連携の推進

我が国に対する危機意識

地方公務員の職員数

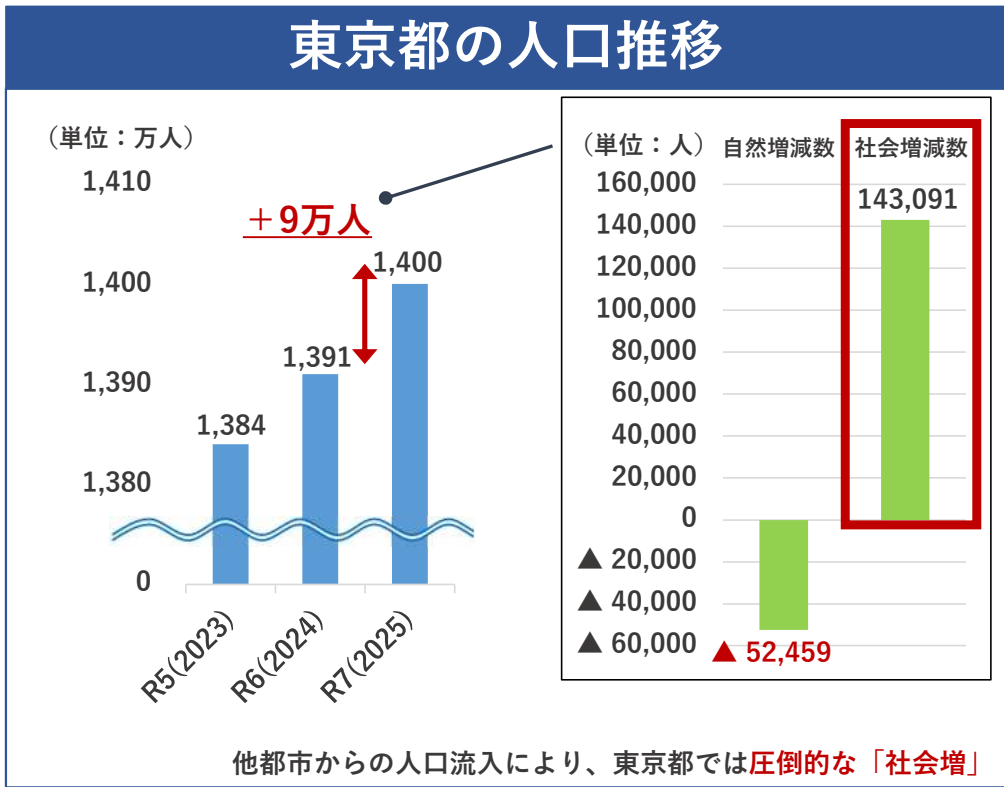


出展：株式会社日本総合研究所「地方公務員は足りているかー地方自治体の人手不足の現状把握と課題ー令和3（2021）年

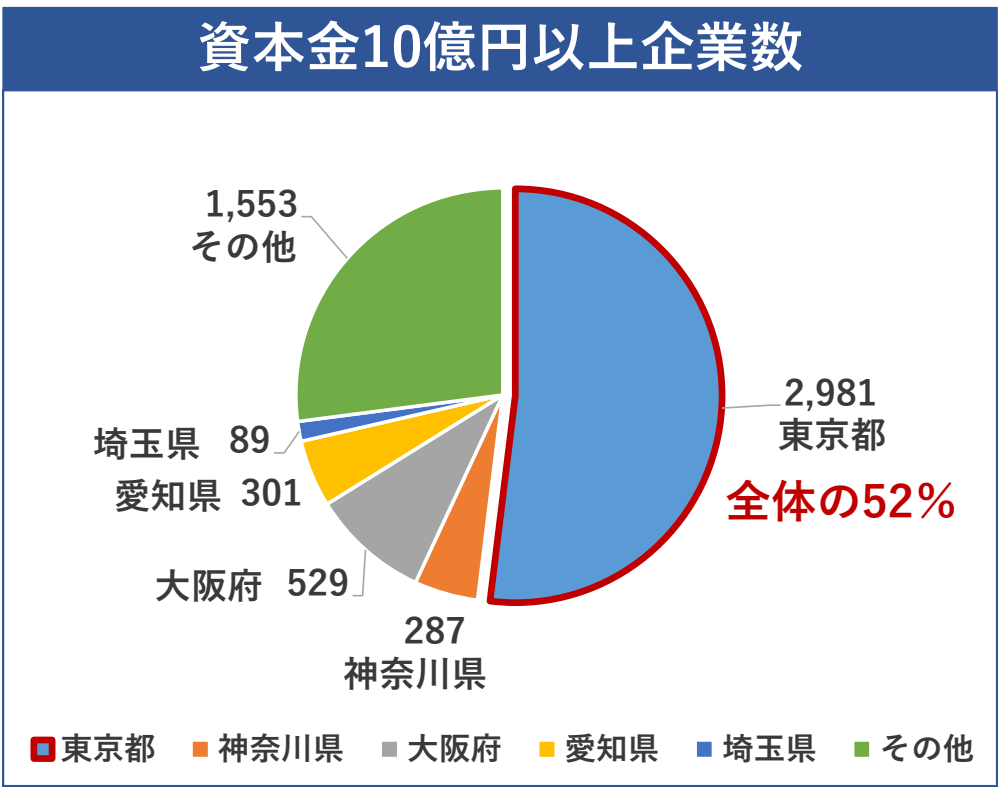
人口減少に伴う職員数の不足等により、
都道府県から受けてきた事務を担いきれない自治体が出てくるおそれ

我が国に対する危機意識

東京都への一極集中の状況



※出典：総務省「【総計】令和7年住民基本台帳人口・世帯数、令和6年人口動態（市区町村別）」より作成



※出典：令和3（2021）年経済センサスより作成

今後は東京都のみ人口が増加する見込み、大企業は東京都に偏在

大都市を核とした広域連携の必要性

国における議論の動向

大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ報告書（令和7年6月）より

- ・ 人口減少や高齢化等の人口構造の変化が進む中で、地域のリソースを効果的に活用していくためには、圏域における社会・経済活動の中心的な役割を担うことが期待される**指定都市が中心となって、地域や組織の枠を越えた連携を進めていくことが重要**
- ・ 三大都市圏においては、比較的リソースを有すると考えられる指定都市等を中心とした連携の枠組みについて検討することが考えられる。

第34次地方制度調査会 審議項目より

- 「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について
 - ・ 地域の特性を踏まえた市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を進めていくためには、都道府県・市町村間でどのような枠組みが必要と考えられるか。
- 「大都市地域における行政体制」の在り方について
 - ・ 国全体で、将来にわたり、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための方策が課題となる中、大都市地域はどのような役割を果たしていくべきと考えられるか。

大都市を核とした広域連携の必要性

■ 現行制度（連携中枢都市圏）

- 【目的】 人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成すること
- 【要件】 連携中枢都市は、昼夜間人口比率が概ね 1 以上の指定都市または中核市（**三大都市圏は対象外**）

■ 指定都市による広域連携の事例

- 指定都市が連携中枢都市となって 7 圏域を形成（札幌・新潟・静岡・岡山・広島・北九州・熊本）
- 能登半島地震の被災地支援では、指定都市 20 市から全体の 2 ～ 3 割に及ぶ職員を派遣

■ 指定都市市長会要請（令和 7 年 6 月）

- ✓ 連携中枢都市圏に対する財政措置等の支援を強化すること
- ✓ 三大都市圏を含む、希望する全ての地域において大都市を中心とした圏域を形成できるよう、現行制度の拡充あるいは**新たな広域連携制度の創設**を実現すること

<参考> 指定都市による広域連携事例

分野	取り組み内容
医療・衛生	・ 周辺自治体との市域を跨いだ病院の再編統合 ・ 周辺自治体の市民病院との診療の相互連携による地域医療提供体制確保 ・ 予防接種・乳幼児健診等の相互受け入れ ・ 圏域を対象に救急医療相談を受け付ける救急相談センター（＃7119）を指定都市が設置・運営 ・ 将来の火葬需要の増加に対応するため、周辺自治体と指定都市で火葬場を整備
消防・救急	・ 周辺自治体の消防事務の受託、消防指令システム・はしご付き消防自動車の共同運用 ・ 119番通報受付や出勤指令の集約化等、消防指令事務の共同運用 ・ 指定都市の消防ヘリコプターを周辺自治体の消火活動等に活用 ・ 指定都市が保有する鑑識資機材等を周辺自治体へ提供し、技術支援を実施
上下水道	・ 周辺自治体の上下水道事業を受託 ・ 周辺自治体の水道事業を統合 ・ 災害時の応急給水や資材調達等、水道事業における技術協力協定の締結
環境	・ 周辺自治体の可燃ごみを指定都市が保有する焼却施設で処理 ・ 災害発生時の廃棄物への対応について、周辺自治体との相互支援体制を構築 ・ 次世代エネルギーの利用拡大、地球温暖化対策にかかる周辺自治体との連携協定の締結

<参考> 指定都市による広域連携事例

分野	取り組み内容
子育て・教育	・ 相互利用のニーズが高い地域における保育所等の共同整備と管外保育の推進 ・ 図書館、公立夜間中学等の市施設の周辺自治体との相互利用
産業・ 地域活性化	・ 指定都市を含む二つの連携中枢都市圏が協定を締結し、産業振興や観光振興等の分野で連携事業を実施 ・ 周辺自治体との連携により共同の観光プロモーション、ツアー商品造成等を実施 ・ 周辺自治体と連携した新たな販路獲得や商品開発のための伴走支援の実施 ・ 地域活性化や移住促進にかかる周辺自治体との共同イベントの開催
専門人材・ 人材育成	・ 周辺自治体職員が参加可能な外部専門人材による研修等を指定都市が実施 ・ 指定都市が技術職員を確保し、圏域の自治体に派遣
自治体D X	・ 周辺自治体職員が参加可能なD X人材育成研修を指定都市が実施 ・ 周辺自治体とのG I S等の共同調達・共同利用 ・ 地域D Xの促進にかかる周辺自治体との共同イベントの開催

**人口減少時代を見据えた
多様な大都市制度の早期実現**

特別市制度に関する議論の状況

第34次地方制度調査会の今後の審議項目

「大都市地域における行政体制」の在り方

- 1 大都市地域が果たすべき役割
- 2 「特別市」の意義
- 3 「特別市」の制度化を検討する場合の論点

主な論点

- ・ 広域的な行政課題に対応する**連携**の在り方
- ・ 税財源配分など**財政面**の在り方

- 4 住民自治等の確保

特別市の**制度設計に直結する論点**が整理され、
制度の**具体化に向けた議論を行う段階**に入っている

現行制度のままでは持続可能な行政運営が困難

人口減少・少子高齢化の進展

▶ **行政需要は複雑化・増大**

現行の道府県と指定都市
による二層制構造

▶ **意思決定の遅れや行政の重複が発生**

都道府県域を越えた
生活圈・経済圏の形成

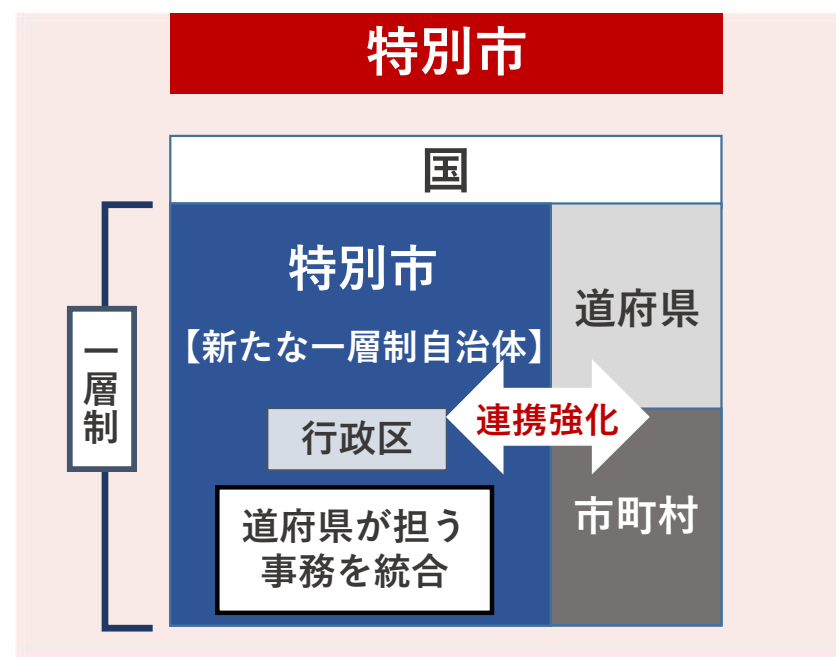
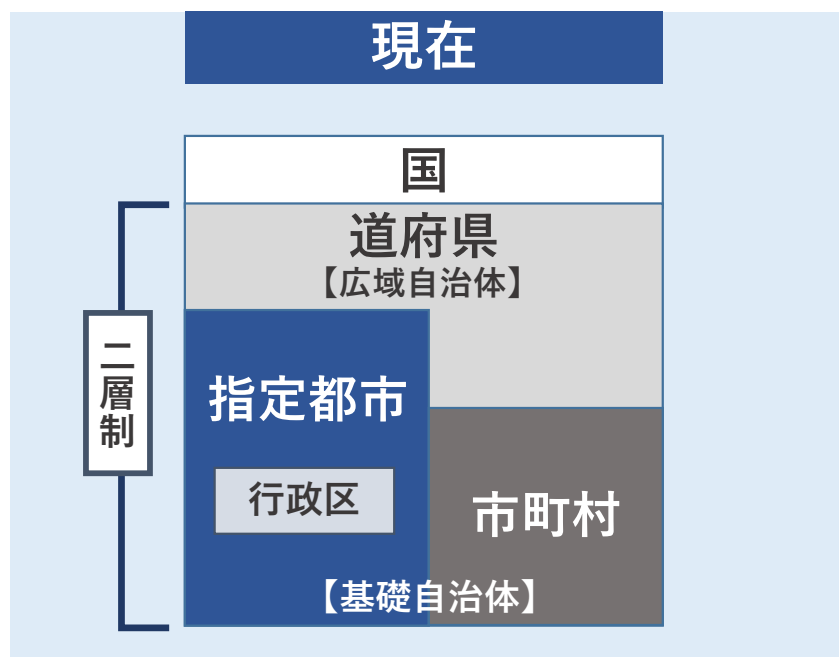
▶ **広域的な都市課題の発生**

我が国の将来を見据え、
地方自治制度の抜本的な見直しを行う時期に来ている

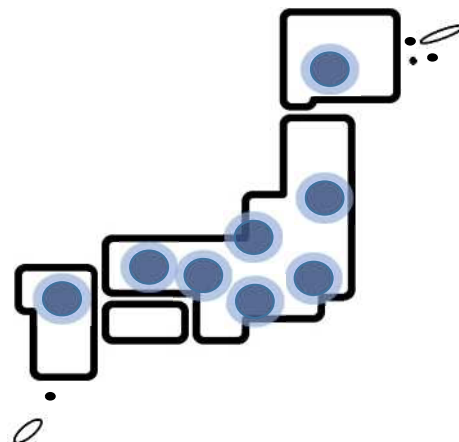
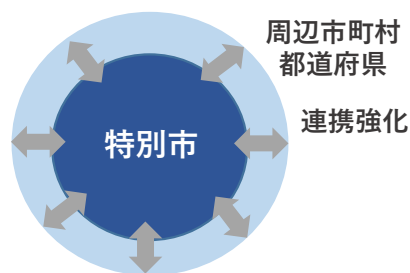
特別市制度の意義

特別市制度の意義

- 市域における効率的・効果的な行政運営に加え、圏域における自治体間の連携の中心的役割を果たす
 - ✓ 特別市による水平連携・水平補完や、都道府県との適切な役割分担により、**我が国全体の行政サービスを持続可能な形で維持**していく体制を構築
 - ✓ 周辺自治体を含めた**圏域全体の成長を主導**する体制を構築
- 大都市圏域が複数形成されることにより、**多極分散型社会の実現に寄与**



特別市がもたらす効果



多極分散型社会の実現
我が国全体の発展に貢献

市民

二重行政を完全に解消し
効率的かつ機動的な
大都市経営を可能に

周辺市町村や都道府県

広域にまたがる業務を
特別市が周辺市町村や
都道府県と連携し実施

水平連携の促進

圏域

大都市を中心とした
自治体間の連携強化に
よる圏域の発展

圏域・地域全体の活性化

グローバルな視点

大都市が十分な活力を
備え、諸外国の大都市と
グローバルな競争と共存
の関係を築く

グローバルな都市間競争
国際競争力の向上

効率的な行政サービスの提供
積極的な施策展開

国家戦略として取り組むべき

多様な大都市制度の早期実現に向けて

■ 今後の指定都市市長会の取組

- 引き続き、国や国会議員、全国知事会をはじめとした地方六団体、経済界等の関係団体の理解促進に向けて、**意見交換**を行っていく。
- 指定都市市長会としても、これまでの検討の蓄積を活かし、国と連携しながら**具体的な制度設計に向けて積極的に協力**していく考えである。

■ 特別市制度の具体化に向けた今後の進め方

- 我が国の将来を見据えると、現在の1,788の地方公共団体の形を維持していくためには、**「もはや待ったなし」**の状況
- **地方制度調査会における議論と並行して、国（総務省）において特別市制度の制度化に向けた検討を進め、その制度設計の具体化に繋げていただきたい。**